平成３０年（フ）第３１６号
東京都八王子市長沼町1246番地１都営長沼町第２アパート９号棟304号
債務者　宮脇　昭文
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３２６号
東京都羽村市栄町２丁目１番地26ヒロハイツ101
債務者　松永　和利
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３２９号
東京都福生市牛浜36番地９レオパレスＵＫ102号室
債務者　浦田　和生
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第９２号
栃木県鹿沼市東町１丁目３番23号　プレミールＥｓｔⅡ　102
債務者　山井　幸夫
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１８２９号
東京都足立区六月２丁目５―17―106
債務者　篠塚真奈美
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８４４号
東京都杉並区宮前４丁目13―１　区営宮前四丁目アパート１号棟　203
債務者　淺田　哲子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８４６号
東京都世田谷区千歳台３丁目24―１―103
債務者　茅木　　洋
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８４９号
東京都足立区足立１丁目８－３　クーシーＹＳ301
債務者　藤本　　静
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８７６号
東京都練馬区旭丘１丁目46―10
債務者　今井恵理子（旧姓米村）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８８８号
東京都文京区小石川１丁目28―３―102
債務者　堀内　　茂
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８９５号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目23―９―302
債務者　福嶋　竜一
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９０３号
東京都練馬区南大泉１丁目18―４―７
債務者　菊地　竜生
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９０４号
神奈川県相模原市中央区宮下本町１丁目27―21―203
債務者　丸山　桂子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９０６号
東京都板橋区前野町６丁目35―７―102
債務者　松下　弘之
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９０７号
東京都中野区弥生町２丁目７―15―101
債務者　関谷　　諭
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部